

報告第 1 8 号

債権放棄の報告について

京丹後市債権の管理に関する条例（平成 2 2 年京丹後市条例第 1 4 号）第 1 4 条の規定により権利を放棄した債権について、同条例第 1 5 条第 2 項及び京丹後市債権の管理に関する条例施行規則（平成 2 2 年京丹後市規則第 1 4 号）第 1 0 条の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別紙)

番号	所管部局(課)	名称	件数	金額	放棄した時期	放棄した理由	備 考
1	上下水道部 (経営総務課)	水道料金	95件	232,433円	令和8年3月	条例第14条第2号	破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
2	上下水道部 (経営総務課)	水道料金	250件	801,333円	令和8年3月	条例第14条第6号	第12条に規定する徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
3	消防本部 (警防課)	損害賠償金	1件	927,300円	令和8年3月	条例第14条第8号	債務者が死亡し、相続人全てが民法第938条の規定により相続放棄した場合において、同法第952条の規定による相続財産管理人を選任し、相続財産を清算したとしても、当該清算にかかる費用等を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。
小 計			346件	1,961,066円			
合 計			346件	1,961,066円			